

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成20年11月4日

場 所 第4委員会室

平成20年11月4日（火曜日）

午前10時2分開会

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・中国木材(株)の日向市進出に係る覚書の調印  
について

・燃油高騰対策（園芸・水産）について

・食の安全・安心対策について

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	黒木	正一
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		蓬原	正三
委員		野辺	修光
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		長友	安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳	憲一
環境森林部次長 (総括)	森山	順一
環境森林部次長 (技術担当)	寺川	仁
部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
計画指導監	森房	光
環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	道久	奉三

施設調査対策監	大坪	篤史
自然環境課長	飯干	利廣
森林整備課長	徳永	三夫
山村・木材振興課長	楠原	謙一
木材流通対策監	河野	憲二
工事検査監	濱砂	金徳

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田	二郎
農政水産部次長 (農政担当)	伊藤	孝利
農政水産部次長 (水産担当)	太田	英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎	吉博
農水産物監 ブランド対策監	郡司	行敏
地域農業推進課長	上杉	和貴
担い手対策監	山内	年
営農支援課長	吉田	周司
農業改良対策監	佐藤	吉史
消費安全企画監	八反田	憲生
農産園芸課長	串間	秀敏
畜産課長	押川	延夫
家畜防疫対策監	山本	慎一郎
農村計画課長	原川	忠典
国営事業対策監	桐山	和人
農村整備課長	矢方	道雄
工事検査監	西	重好
水産政策課長	桑原	智
漁業調整監	山田	卓郎
漁港漁場整備課長	那須	司
漁港整備対策監	今西	宏美
総合農業試験場長	村田	壽夫
県立農業大学校長	米良	弥

畜産試験場長 荒武正則  
水産試験場長 関屋朝裕

---

事務局職員出席者

議事課主査 大野誠一  
政策調査課主査 坂下誠一郎

---

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお申し上げます。

説明に入ります前に、お礼をまず申し上げたいと思います。11月1日に、綾町三本松公園で開催いたしました第3回「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いにおきまして、約600名という多数の県民の皆様が森林づくりを行っていただいたところでございます。当委員会からも、宮原委員長、黒木副委員長に御参加をいただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

中国木材株式会社の進出につきましては、会社が計画を表明して以来、賛否両論があり、県といたしましては、これまで林業・木材産業関係者や会社に対しまして、十分な話し合いを持つようお願いしますとともに、積極的に助言指導を行ってきたところであります。

このたび、林業3団体と会社との間で、進出について合意形成に至りまして、10月28日に覚書の調印がなされましたので、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当の木材流通対策監が御説明申し上げますので、よろしくお申しいたします。

○河野木材流通対策監 それでは、常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

中国木材（株）の日向市進出に係る覚書の調印についてでございます。

まず、1の概要にありますとおり、平成19年1月に中国木材が日向市への進出の意向を表明して以来、進出反対の決起大会や進出賛成の陳情活動が行われてまいりました。そこで、地元耳川の関係者による会議や、林業3団体、括弧書きにありますように、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会ですが、3連合会によります検討会で真剣な議論が重ねられ、10月28日に、副知事立ち会いのもと、林業3団体と中国木材との間で覚書の調印が行われたところであります。

次に、2のこれまでの経緯等でございます。

平成19年1月に、中国木材が日向市へ進出したいとの意向表明を行いまして、あわせて日向市と県に説明が行われております。2月には、林業3団体に対しまして、計画の概要が説明さ

れております。これを受けて3月には、進出の反対派・賛成派がそれぞれ陳情活動を開始いたしております。そして5月には、県木連など県内10団体の主催による「進出反対決起大会」が開催されております。中国木材としては、早期の進出は望むものの、地元の理解を得た上での進出としたいということがございまして、時間がかかっても話し合いを重ねていきたいという基本姿勢でありました。そこで、地元耳川流域では、耳川広域森林組合長が発起人となりまして、9月に「耳川流域の林業・木材産業の健全な発展を考える会議」が設置され、川上から川下までの13名が委員となりまして、人工林資源の有効活用と持続可能な森林経営のあり方から中国木材進出の問題まで、耳川流域の林業・木材産業の将来像に関しまして、9回にわたり真剣な議論が重ねられました。

年が明けまして平成20年の2月には、林業3団体の会長、副会長を委員とします「中国木材(株)進出に関する検討会」が設置されております。座長に宮崎県木材協同組合連合会長がつきまして、県全体の問題として、中国木材の進出計画の是非から本県林業・木材産業の振興全般につきまして、7回にわたって検討が重ねられました。3月には、地元耳川の住民の総意として、東臼杵郡町村議会議長会が日向市長に対しまして、進出計画の支援と積極的な誘致活動を要望いたしております。6月には、「考える会議」が地元の意見を集約し、提言書として「検討会」に提出し、8月には、「検討会」が地元からの提言書をもとに進出条件を取りまとめ、中国木材と具体的な協議に入っております。そして、このたび協議が整いまして、先週10月28日に、林業3団体と中国木材との合意のあかしとして、覚書の調印が行われたところであります。

右の2ページをごらんいただきたいと思います。

3の「覚書の主な内容」であります。

覚書は全文11条から成っておりますが、その主な内容について御説明をいたします。

まず、(1)の「林業3団体と中国木材(株)は、県産材の利用促進について相互に協力し合い、本県の林業・木材産業の発展に尽力すること」としてございまして、ここで進出に際しての互いの基本姿勢を確認しております。

次の(2)から(4)にかけましては、原木についての取り決めであります。

(2)は「中国木材(株)は、製材用原木の調達を目的とした立木の購入は、原則として行わないこと」、また(3)は「中国木材(株)の使用する製材用原木は、国産材に限ること」となっております。ここで原木の調達方法、種類に関して取り決めをしております。

(4)は「県森連、県素連は、原木市場等と連携・協力して、中国木材(株)の製材工場及び県内の製材工場が必要とする原木の安定供給に努めること」となっております。本県の原木供給側としての努力義務を掲げたものであります。

そして、(5)は土地の提供です。「中国木材(株)は、製材用原木を集荷・選別するために必要な土地を製材工場等に隣接して確保し、これを県森連等に提供すること」となっております。これは、円滑に原木供給を行うために必要な土地として、中国木材の工場敷地の一角を提供する取り決めをしております。

次に、(6)と(7)は、県内製材業者との連携協調についての取り決めであります。

(6)は「中国木材(株)は、原則として集成材用ラミナを主体に生産するものとし、県内に製材品を出荷する際は林業3団体と協議するこ

と」、(7)は「中国木材(株)は、県内製材業者に対し、船舶での積み合わせ輸送、乾燥施設・販売網の利用について協力すること」となっております。県内製材業者との県内での競合を避けることや、また、県外出荷の際に輸送・販売など地元業界との連携・協調を図ることを取り決めております。

最後でございますけれども、(8)の「林業3団体と中国木材(株)は、関係者と一体となり再造林の推進に努めること」となっております。これは、未植栽地の抑制・解消について一丸となって取り組むものでございます。

次に、4の「進出計画の概要」についてであります。

(1)の目的ですが、日向の工場では、集成材用ラミナ——これは板でございますけれども——及び集成材の製造を行うとしております。

(2)の施設整備等ですが、第1期から第3期に分けられておまして、まず第1期にはラミナ用製材工場の建設でございます。第2期に木材乾燥施設の建設です。第3期に集成材工場の建設を計画しておまして、雇用の累計人数としては、右のほうに書いてありますように、最終的には2シフト体制に移行して220人が雇用される計画となっております。

(3)の原木集荷計画ですが、年間30万立方でございます。その内訳といたしましては、本県から13万5,000立方を、残りを隣県の熊本県から6万立方、同じく鹿児島県から6万立方、大分県から4万5,000立方を集荷する計画となっております。

(4)の投資額でございますが、約70億円が見込まれております。

(5)の計画用地でございますが、細島工業団地内が計画されております。

最後の5、「今後の対応」でございます。

中国木材は、今後、土地所有者である旭化成との用地取得交渉など、具体的な立地活動に入るとしております。環境森林部としては、林業・木材産業の活性化などが期待されますことから、早期進出が実現するよう、企業立地の窓口となります地元日向市や商工観光労働部など、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

説明は以上でございますけれども、参考といたしまして、資料の3ページ、4ページに覚書の全文を載せております。以上でございます。

**○宮原委員長** 執行部からの説明が終了しました。報告事項についての質疑はありますか。

**○松田委員** 資料2ページ、5の「今後の対応」のところでお伺いいたします。大変中国木材の進出に関しましては地元でも期待されているところですが、ただ、調印後、進出が大幅に出おくれとの報告もありまして、地元ではどうなるんだらうかと先行き不安感がございます。細島1区、旭化成が所有している土地ですよね。こちらに進出されるということで、一部の情報ですと、なかなか土地の交渉が進んでいないというふうなお話も聞いているんですが、県のほうはどのように認識をされておりますでしょうか。

**○河野木材流通対策監** 先日、調印後の記者会見がございました。その中の質問の中で、進出時期、スケジュールについてのお尋ねの質問があったわけですが、会社としては、この調印後に立地活動に入るということでございまして、旭化成との具体的な取得についての話し合いというのはまだ行われていないということでございまして、進出時期については、そういったことから不明だというような回答でございました。

**○松田委員** 進出時期は不明ということなんです。調印がされたということは、やはり5年

とか6年、そういう長いスパンじゃなくて、短い期間に進出がされるだろうと思うのが当然なんですけれども、大体いつぐらいまでにという見解はございますでしょうか。

○河野木材流通対策監 これは会社でございますか。

○松田委員 県のほうでお願いいたします。

○河野木材流通対策監 木材需要拡大を図るのは、林政の重要な課題でございます。規模が規模でかなり大きいわけでございますので、期待感は大きいと思っておりますし、できるだけ山側に利益を還元するためにも、出口の需要を確保するためにも、早期の実現を願っておるというようなことでございます。

○松田委員 いま一度お尋ねいたしますけれども、調印をされたというと必ず誘致、こっちに進出してもらおうという前提なんです、一番大事な用地交渉について、2～3年あるいは4～5年はまだ所有者である旭化成のほうの手放さない、自社のほうで使う予定があるというような話も伺っておるんですが、その辺の認識、情報等々は県のほうはどう把握されておりますか。

○河野木材流通対策監 確かに、中国木材が目当てにしております1区内に、旭化成の今使っております貯炭場がございます。これは火力発電所に使う石炭の置き場でございます。確かに、その移設が必要になる場合があるかもしれませんが、まだ工場レイアウトだとか一切決まっておきませんので、仮にそういうふうな移設が必要になるということになれば、委員おっしゃるようなことも言えるかもしれませんが、私ども直接土地所有者のほうの話を伺っておりませんので、わからないというのが正直なところでございます。

○松田委員 わかりました。そういうふうに県

のほうは認識されているということで、とりあえず調印がされて、地元では大変な期待感が高まっております。その分も受けまして、県としても後押しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○野辺委員 ちょっと関連しますが、28日の調印のときに、世界的な金融危機で、円高ドル安の中で、多少おくれるんじゃないかというような一部報道がなされておったと思うんですが、その辺についてもう少し詳しくお話しできないでしょうか。

○河野木材流通対策監 記者会見のときに、社長のほうは進出時期については言及してなかったわけですが、ただ、記者の質問に対して、このように激変している経済状況がございます。これについて、国内の景気後退は住宅建設に影響するのとか、例えば円高は木材業界に影響を与えるんじゃないかというような質問がございました。社長については、確かに住宅建設は今の国内経済からすると減少するだろうと、円高も外材の圧力要因になると、そういった答えがございまして、しかし、会社としては、地元がこれだけ議論された末、結論を出されて、日向の魅力も十分理解しているつもりである、早期に進出ができるように努めると、そういった発言がございました。以上です。

○野辺委員 わかりました。一部ちょっと、延岡地区森林組合であったと思うんですが、かたくなに進出反対されておった組合等もあったと思うんですが、これらに対しての対応はどういうふうになされたんでしょうか。

○河野木材流通対策監 延岡地区森林組合でございますけれども、県森連の理事会で進出の是非の採決が行われたと聞いております。その中で、8組合ある中で延岡地区森林組合が反対を

されたというようなことでございまして、私も反対の理由をいろいろ調べましたけれども、延岡地区森林組合は原木市場を経営しております。組合の中で唯一原木市場を経営しているわけでございますけれども、仮に中国木材への原木供給が始まれば、直納が進むのではないかなというような心配をされていまして、結果的に原木市場を通らない直納が進みますと、経営している原木市場の組合経営にはマイナスの材料となる、そういったことが主な反対理由のようでございます。ただ、原木供給の窓口は県森連が当たるというようなことになっていまして、県内に17原木市場がございます。県森連が7つ、それから森林組合、それから民間の市場が9つございます。安定的に原木を供給していくためには、やはり17の原木市場が一致協力して集荷に当たらないと、なかなか難しいかなというような気もしております。県森連としては、今後その集荷のシステムを原木市場と協議していくということを言っておりますので、システムづくりの中で、反対している延岡の森林組合についても理解を得たいというふうに言っているというようなことでございまして、県もそういった理解を得られるような助言指導には努めていきたいというふうに思っております。

**○野辺委員** ということは、中国木材、立木は買わないと、県森連なんかを通じてということになりますと、一応延岡森林組合も理解したというとらえ方でいいんでしょうか。

**○河野木材流通対策監** すべてを理解したというようなことでは現時点ではないかと思えます。延岡の組合長さんともちょっと意見交換させていただきましたけれども、調印が終わって県森連そのものが原木集荷の体制づくりを行うと、そういった動きになれば、系統の一員として集

荷には協力するというようなことは言っておられます。

**○野辺委員** この具体的な原木の集荷の——宮崎県が13万5,000立方メートルですかね、熊本、ずっと出ておりますが、これは、原木の集荷のチェックといいますか、どういう形でなされることになるんでしょうか、各県やら本県のやつ。

**○河野木材流通対策監** この各県での集荷の目標といいますか、これは会社のほうが九州内での資源量、それから素材生産量等を勘案して、目当てとしてつくったというようなことございまして、会社に言わせると、西に伊万里の国産材の工場がございます。それから、新たに日向のほうにつくりますと、それぞれから半径100キロ圏内で結ばば重なり合わないといいますか、効率的な集荷範囲ができると。そういったことから、各県の割り振りの目標を会社のほうがつくったというようなことを聞いております。

**○野辺委員** もう1点、鹿児島からも集荷するということになりますと、県南ですよ、13万5,000立方メートルの中に県南の集荷というのも当然考えられていると理解していいんでしょうか。

**○河野木材流通対策監** 鹿児島については、今現在は伊万里の工場に陸送でももちろん運ばれておりますし、かなりの距離を運んでいっているわけでございます。仮に日向の工場ができますとすれば、断然日向のほうが近いということで、日向のほうに運ばれる予定になっております。県森連も原木市場や素材生産事業協同組合連合会と連携して、県内一円から集荷したいというふうな考えを持っているようでございますので、もちろん今まで伊万里のほうに出しております宮崎県の材も日向のほうに運ばれていくということでございます。

○外山委員 流通の問題でちょっとお尋ねしたいんですが、原木は当然、宮崎、鹿児島、熊本ですから、トラック便で入ってきますね。製品の搬出はどのような形になるのでしょうか。

○河野木材流通対策監 製材品の出荷、県外が62～63%を占めております。関東、関西、中部地域は、8割以上が海上トラック輸送で運ばれております。九州内は陸送がほとんどでございます。

○外山委員 この前の調印式のときに、新聞で見たんですが、細島港の港を改築してほしいと。要するに、もう少し深いバースをつくってほしいという発言があったのを見たんですが、今の細島港では中国木材がフル稼働を始めたときにちょっと問題があるのでしょうか。

○河野木材流通対策監 既に13メーターバースは近く白浜のほうにも準備されておりますので、中国木材が例えば製品出荷に使う船については支障がないというふうに言われております。

○外山委員 それじゃこの前の社長の発言というのは、どういう意味にとったらいいのでしょうか。

○河野木材流通対策監 先ほど貯炭場のお話をちょっとしましたけれども、石炭置き場がございます。旭化成は今、白浜のほうに一たん石炭をおろしまして、今の貯炭場のほうに運んでおるわけでございますけれども、貯炭場の移設となりますと、専用のバースが欲しいと申しますか、大量に石炭を運ぶためには、より深いバースが整備できれば効率的だと、そういった意味合いだというふうに思っております。

○外山委員 ということは、中国木材の自社製品の搬出ということよりも、旭化成の石炭等の搬出のために深いバースをつくってほしいということですか。

○河野木材流通対策監 詳しくはそういった事情を聞いておらないんですが、中国木材が船で製品等を運ぶ場合には、現状のバースでも差し支えはないというようなことのございます。

○外山委員 中国木材の呉工場に行ったときに見たんですが、外国から木材を運んでくる自社の船、あれも当然使うと思うんですが、あの船は今の細島で対応できるのでしょうか。

○河野木材流通対策監 細島の工業港では、今使っている船は使えるというふうに聞いております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、その他で何かありませんか。

○野辺委員 ちょっとエコクリーンプラザの問題ですが、この前、関係市町村に説明がなされたと思うんです。理事会で決まることでしょうけど、ある程度の理解が得られたというような報道だったと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○大坪施設調査対策監 先週金曜日になりますが、31日の日に、関係11の市町村長さん方、一部代理の方もおられましたけれども、集まっていただきまして、先般24日に示された工法についての考え方等について、改めてそれぞれの御意見をお聞きしました。それで、総体として申し上げますと、やはり一日も早い安全・安心ということが最重要課題でございますし、市町村としても、外部調査委員会が示した見解に沿って工事を実施するという点に関しては了解しますということでございます。ただ、負担金等の件につきましては、いろんな議論がございますので、今後の検討ということになってまい

ります。

○野辺委員 負担金の問題は、もちろん理事会の中で検討されると思うんですが、工法については了解されたと思いますけれども、その辺でちょっと借入れをして工事を先行させた場合に、後々問題が出てくるというようなことは、今後の課題でしょうけど、そういう懸念はないんでしょうか。

○大坪施設調査対策監 当然その資金の問題についても合意がなされて着工するのが最も理想的だとは思いますが、やはり市町村の御意見としましては、今回の問題に至りました原因の究明ですとか責任の所在、そういったものが明らかにならないと、それぞれの市町村の負担に関しての判断はできないというような御意見が圧倒的でした。ただ、それを待つということになりますと、最終報告書が年末もしくは年明けということになりますので、その分、着工がずれ込むということになりますので、そこは将来きちんとした形で議論するということを前提としまして、今回の着工については異論はございませんと、そんなふうな結論になったところでございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時42分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終

了した後をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まずは、お礼を申し上げたいと存じます。委員の皆様には、大変お忙しい中、先日開催されました「宮崎県肉畜共進会」、それから昨日の「宮崎県食育・地産地消推進大会」に御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、無事終了したところでございます。

座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の「環境農林水産常任委員会資料」を1枚お開きいただき、左側の「説明項目」をごらんいただきたいと思います。

本日は、指示のありましたⅠの「燃油高騰対策（園芸・水産）について」とⅡの「食の安全・安心対策について」の2件をこの後、御説明させていただきます。

まず、Ⅰの「燃油高騰対策（園芸・水産）について」であります。

燃油価格の高騰は、本県農水産業に対しまして極めて影響が大きいことから、20年度当初予算から対策を講じるとともに、6月、9月と状況に応じまして省エネ施設の整備や資金対策を講じてまいりました。

また、国やNEDO等の支援措置を年度当初から積極的に導入いたしまして、省エネ対策の推進と農水産業の各経営者の負担軽減を図っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、原油価格動向も先行き不透明な部分もありますことから、先月発表されました国の緊急対策等も積極的に活用するとともに、引き続き、市町村、JA等の関係団体と連携して、より一層の省エネルギー対策の推進を図ってまいりたいと考えておりま

す。

詳しい内容につきましては、後ほど担当課長より御説明申し上げます。

次に、Ⅱの「食の安全・安心対策について」であります。

食の安全に関する問題発生を契機にいたしまして、国民の食料自給率向上に対する関心は確実に高まってきておりまして、主要な食料供給県であります本県といたしましては、これをチャンスととらえ、宮崎産の消費拡大につながる安全・安心な食の生産・流通への取り組みや、みやざきブランドの一層の推進を強化することにより、本県農業のさらなる発展を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○串間農産園芸課長** 施設園芸における燃油高騰対策についてでございます。

お手元の資料、1ページをごらんください。

本日は、燃油価格高騰の現状並びにこれまでの取り組み、10月17日に成立した国の補正予算の概要、それから今後の取り組みについて御説明いたします。

まず、重油価格の推移につきましては、折れ線グラフに示しておりますとおり、平成16年4月以降上昇を続け、昨年10月には1リットル当たり74円、ことしの8月にはピークの122円にまで上昇しましたが、世界的な景気動向の影響を受け、10月現在で102円にまで低下しております。

次に、資料中段の表をごらんください。

重油価格高騰の県内への影響を試算いたしますと、年間重油使用量を耕種部門で12万5,000キロリットルと推計しており、重油購入額として、平成16年10月時点で62億5,000万円でしたが、20年10月時点では127億5,000万円と、65億円の負

担増となっております。

次に、これまでの取り組み状況につきまして5点挙げております。

1点目は、省エネ設備導入への支援についてであります。当初予算対応として、既存事業の「元気みやざき園芸産地確立事業」において、循環扇等の省エネ設備の導入支援について、事業費で1億700万円余り、さらに重油価格のさらなる高騰を受け、6月及び9月に内張二層カーテンの重点的な導入支援として事業費で合わせて3億4,000万円余りの導入支援を行い、最終的には国の事業活用分も含めて、事業費合計6億3,000万円余りの導入支援を実施しております。

次に、2ページをごらんください。

2点目としまして、代替エネルギーの導入に向けた取り組み支援についてであります。まず、石油代替エネルギーを活用した低コスト暖房システムの導入につきましては、平成18年8月から実施を進め、その実証成果を活用して、本年度からヒートポンプにつきましては、収量・品質向上効果が期待される花卉やマンゴー等を中心に導入が進みつつあります。導入に当たりましては、NEDO事業でJA宮崎中央など2件、農水省所管事業の先進的加温システムモデル導入事業でJAこばやしが採択されるなど、国等の事業活用が図られているところでございます。

3点目といたしまして、「宮崎県原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金」の融資枠を1億5,000万円から13億円に拡充し、経営維持安定への支援を実施しております。

4点目として、営農支援の面では、昨年12月に各農業改良普及センターに「原油高騰等に伴う営農相談窓口」を設置いたしまして、さらに市町村、JA等と一体となって省エネ対策や栽

培管理技術指導に当たり、支援の強化に努めてまいっております。

5点目としまして、県及び国、団体等の取り組み、連携状況につきましては、資料の6ページに取りまとめておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、国の補正予算による燃油・肥料高騰対策の概要について説明いたします。資料は4ページをごらんいただきたいと思います。

補正予算の内容といたしましては、ここに示しておりますとおり、5つの事業から構成されておりますが、本日は、対策の中心で予算額が500億円と最も多い「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」であります。資料の左上の「肥料費及び燃油費の増加分に着目した支援」について御説明いたします。

事業内容といたしましては、燃油消費量や化学肥料の施肥量の一定以上、具体的には20%以上の低減に取り組む農業者グループに対しまして、燃料費や肥料費の増加分の一部、10分の7について助成を行う事業でございます。助成要件といたしまして、燃油につきましては、例えば被覆の多層化技術への取り組み、また、肥料につきましては、土壌診断に基づく施肥の効率化など、燃油・肥料の低減技術等への取り組みが要件として国から示されております。

具体的な助成水準につきましては、次の5ページをごらんください。

まず、燃油対策について国が示した試算事例でございます。助成費の算定式が示してあります。上の四角の枠の中、①の式のとおり、本年度の燃油費から基準となる燃油費との差額に0.7を乗じた金額が助成額となります。この算定式から、簡便な式でございます②の式が示されております。これによりますと、本年度の燃油使

用量に昨年度から高騰した分の額を乗じた価格に0.7を乗じた金額となります。右の枠の中に具体的な試算例が示してありますが、本年度の使用量が8キロリットルの場合、括弧内は1キロリットル当たりの単価が示してございますが、1リットル換算で110円の場合、前年度の全国平均の89円との差額に0.7を乗じて11万8,000円が助成額となっております。

下段の肥料対策につきましても基本的には同じ考え方で、本年度の肥料費から前年度の肥料費を差し引いた額に0.7を乗じた額が助成額となります。ここでは簡易な式が示してあり、右下の枠内の試算によりますと、本年度の肥料費が112万円のときに8万4,000円の助成額の事例が示されております。なお、肥料対策につきましては、肥料年度と呼ばれる特殊な年度、7月から6月でございます。この年度が採用されておりまして、来年の6月末までに作付される作物、例えば普通期水稻も助成対象とされることとなっております。

本対策に対する県の取り組み体制につきましては、資料を戻っていただきまして2ページをごらんください。2ページの下の方でございます。

下の県の推進体制の図に示しておりますとおり、中段左に記載しております「国」は、県段階の協議会を事業実施主体として助成金を交付し、県段階の協議会が事業実施主体となり、事業実施者である生産者グループとの間で、事業計画申請、交付決定、助成要件確認等の作業を行い、助成金を交付いたします。これらの取り組みに対しまして、県段階では、燃油対策班、肥料対策班を編成し、支援を予定しております。また、地域段階では、市町村、JAを中心とした支援体制を構築していただき、地域ごとに生

産者グループの事業計画書の作成等の支援に当たっていただきたいと考えております。

現在、国の事業実施要領について説明を受けている段階でございまして、国のスケジュール、助成の仕組み等について未確定な点も多く、今後、国による事業推進に当たっての詳細な指導等を踏まえ、県段階、地域段階の支援体制を構築し、事業の活用並びに生産者の支援に関係機関一丸となって当たってまいりたいと考えております。

次に、3ページをごらんください。

「今後の取り組み」に3点挙げております。

まず1点目は、省エネルギー対策につきましては、今後の重油価格動向が不透明な中、また、高騰前の価格まで低落することも予想しにくいということから、より一層の省エネルギー対策を推進していく必要があると考えております。

次に、重油や農業資材の高騰による経費増大を克服するためには、省エネ等によるコスト削減に加えまして、収量・品質向上対策をより一層進める必要があると考えております。

資料中段の表をごらんください。促成ピーマンの重油価格と収量別による経営への影響を試算した結果であります。左側の収量の中段、11.4トンをごらんください。右に単価、キログラム当たり397円、粗収益452万円、重油高騰前の重油1リットル当たり44円70銭のときには、農業所得127万円でしたが、現状の重油単価102円では30万円余りと大幅に所得が減少しております。この右側の欄の上下をごらんいただくとわかるとおり、平均収量以下ではマイナス所得となっており、いかに収量・品質確保が大事であるかがわかります。キュウリにつきましても、平均収量14トンで123万円の所得確保ですが、収量低下により大幅な所得の減少となります。

下に、円グラフですが、収量別の生産者割合の産地事例を示しております。ピーマン、キュウリともに、平均反収以下の割合が30%前後となっており、重点的な所得確保に向けた支援が必要とされております。このことを踏まえ、普及センター、市町村、JA等が一体となった「原油高騰に負けない技術力アップ作戦」の展開によりまして、収量・品質向上対策の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目といたしまして(3)ですが、このたびの重油価格高騰を機に、省エネ等の推進により化石燃料に依存した経営体質の改善を図るとともに、地球環境保全の観点から農業分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減も大きな課題となることから、県内に豊富に存在します、木質、畜ふん等のバイオマス燃料の導入検討を進め、脱石油型農業への転換を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○桑原水産政策課長** 水産政策課でございます。水産における対策について御説明申し上げます。

常任委員会資料7ページをお開きください。

まず、重油価格の推移についてでございます。

このグラフは、宮崎県漁連が各漁協に販売するときのA重油販売価格の推移を示しております。漁業燃料用のA重油価格の推移は、先ほどの施設園芸における価格推移と同様でございますけれども、昨年秋ごろから急騰し、平成19年10月のリッター当たり73円が、本年8月にはピークの121円に到達いたしました。9月以降、原油価格が急落し、A重油価格も10月現在で108円まで低下いたしました。11月1日からは、さらに17円の値下げを行っておりまして、県漁連供給価格は税込みで約91円となっております。

次に、2の重油価格高騰の影響試算でございます。

ます。

重油価格高騰前の平成16年10月では、重油価格はリッター当たり46円でしたが、ことしの10月段階では108円となり、年間重油使用量5.6万キロリッターといたしますと、平成16年に比べ34.7億円の負担増となっております。現在の価格91円でも、平成16年と比べますと25億円の負担増となると試算されます。

このような重油価格高騰に対しますこれまでの県の取り組み状況でございます。

まず、(1)の漁業近代化資金(燃油価格高騰対策枠)でございますが、本年度の当初予算におきまして、エンジン換装による省エネ推進のため、漁業近代化資金に1億円の燃油価格高騰対策枠を新たに設けたところでございます。

(2)の同じく漁業近代化資金でございますが、省エネをさらに推進するため、9月補正におきまして、燃油高騰対策分としての融資枠を1億円増額して2億円にしたところでございます。

(3)の省エネルギー推進緊急対策資金利子補給でございますが、燃油価格高騰に対応し、燃油消費削減型操業への転換により漁業経営安定を図るため、9月補正におきまして、新規事業として国の省エネルギー推進緊急対策資金をベースに県が追加利子補給をし、さらに借りやすい制度として創設し、低利の経営資金の融通のための措置を講じたところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

国による燃油高騰対策の取り組み状況でございます。

4の(1)の省燃油実証事業でございます。この2行目の括弧内に「資料8頁」と記載しておりますが、誤りでございまして、「9頁」に訂正をお願いいたします。燃油消費量を1割以上

削減する操業の実証を行う漁業者グループに対し、燃油費の増加分に着目した支援を行うもので、本年創設された事業でございます。次のページを参考として、今般の国の燃油高騰対策の資料を添付しておりますが、この事業に550億円の補正予算が措置されたことから、円滑な事業実施が可能となったところでございます。

8ページの(2)に省燃油実証事業の本県の実施状況をまとめております。3次にわたります申請におきまして、本県の主幹漁業でありますカツオ・マグロ漁業を初め沿岸漁業も含めまして、既に758経営体からの申請があり、順次事業が開始されたところでございます。一番右側に申請段階の事業費を記載しておりますが、合計63億円の規模となっております。なお、米印のところでございますが、実証事業期間中の燃油平均価格を110円とした場合、国からの実質助成額は約11.8億円と試算しております。

次に、今後の取り組みでございます。

燃油価格動向の先行きは不透明でございますが、高騰前の価格水準まで下落することも予想しにくいことから、省エネ設備・機器等の導入、低コスト操業の導入等による生産性向上対策の推進、漁獲物の付加価値向上や直販等による販売力強化等による収益性向上対策の推進、国・県の緊急対策等の積極的活用及び既存事業のさらなる推進によりまして、漁業経営の体質強化と所得の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後に、参考といたしまして記載しておりますが、財団法人宮崎県水産振興協会におきましては、燃油高騰対策の支援事業を検討されていると聞いておりますので、御報告させていただきます。

水産振興協会では、燃油高騰等の厳しい環境

を踏まえて、漁業振興基金の解散により寄附を受けた残余財産の一部を活用した漁業者への支援事業を検討しているとのことでございます。

検討している支援内容は、即効的な燃油削減が見込まれる漁船船底清掃、省エネ機器の導入や省エネ操業の実践によるコスト削減対策、加工流通部門の取り組み強化による収益力向上対策等であるとのことでございます。以上でございます。

**〇八反田消費安全企画監** 食の安全・安心対策につきまして説明させていただきます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

まず、1の本県の推進体制についてであります。

BSEや鳥インフルエンザの発生、さらに最近では、中国冷凍ギョーザによる中毒事件、事故米の不正規流通など、食の安全・安心を揺るがす大きな問題が多発しており、消費者の食の安全性に対する関心は、ますます高くなっております。特に本県は全国有数の食料供給県であり、本県産の食品が全国に流通しておりますので、生産から流通、消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保を図ることは、大変重要な課題となっております。

このため本県では、食の安全・安心確保対策の総合調整を行い、効果的な施策を推進するため、関係部局相互の協力や情報の収集・提供に努めることを目的に、平成16年11月5日に「宮崎県食の安全・安心対策会議」を設置したところであります。

これまでの主な取り組みとしましては、食の安全・安心の確保を着実に推進するため、今後の方向性や具体的な取り組みについて示しました「宮崎県食の安全・安心基本方針」や「宮崎県食の安全・安心アクションプラン」を策定し、

施策に沿った各部局の取り組みについて進行管理を行っているところであります。

それでは、(2)の基本方針について御説明いたします。当基本方針は、生産から流通・消費に至る一貫した食の安全・安心確保対策を総合的に推進していくための基本的な考え方や方向性を提示し、県民、生産者、食品関係事業者及び行政が協働して、食の安全・安心確保のための取り組みを実践することとしており、これにより、安全で安心な本県農林水産物を全国に提供するとともに、県民の健康で安全な消費生活を確保することを目指しております。

次に、(3)のアクションプランについてであります。このアクションプランは、基本方針に基づき、県の取り組みを具体的に提示するもので、平成17年度から21年度までの5年間の計画の期間としております。

ここで、お手元にお配りしております「宮崎県食の安全・安心基本方針」の3ページをお開きいただきたいと思います。委員会資料と見比べながらごらんいただければと思います。

ここには基本方針の体系表が載せてありますが、基本方針を構成する8つの施策ごとに23のプランを掲げ、52のアクションを位置づけているところであります。左側から、施策、構想プラン、そしてアクションということになっております。この体系表に位置づけられた各種取り組みにつきましては、関係部局の連携のもと、全庁を挙げて対応しているところであり、その実績についても対策会議の中で検討し、目標達成に向けて進行管理に努めているところであります。

それでは、次に資料11ページをごらんください。

2の農政水産部における具体的な取り組みに

ついて、基本方針の8つの施策に沿って御説明させていただきます。

まず、1つ目の施策の「安全で安心できる農畜水産物の生産と供給」についてであります。

ここでは産地側での取り組みを位置づけておりまして、アでは、農薬取締法の改正により、農薬使用者が遵守すべき農薬使用基準の創設や違反に対する罰則の強化など、農薬使用に対する規制強化が行われたことから、農薬の適正使用の指導を強化するため、計画的な農薬管理指導士の育成に努めています。

次に、イでは、施肥における環境負荷軽減等の対応が求められていることから、土壌診断を基本に、施肥基準を遵守した適正な施肥の指導強化による適正施肥の実施に努めています。

ウでは、輸入農産物等を中心に、基準以上の残留農薬が検出されるなど、人体への健康被害が懸念される中、農産物の出荷前検査を実施し、その安全性を確認した後に出荷するため、総合農業試験場が開発しました多成分一斉分析法を活用し、全国トップクラスの残留農薬検査自主検査体制の整備を進め、残留農薬の検査体制の充実に努めています。

エでは、本県でも発生しました高病原性鳥インフルエンザや我が国におけるBSEの発生などを踏まえ、家畜伝染病の発生防止対策の徹底や家畜防疫体制の強化を図る観点から、養鶏農場の立入調査など、あるいは死亡牛のBSE検査に取り組んでおります。

また、オの飼料・動物用医薬品の安全対策の強化にもありますように、飼料取扱業者等への立入検査や動物用医薬品使用実態調査による安全対策の普及・啓発活動の徹底にも努めています。

カでは、水産業において養殖業者への甚大な

被害等を踏まえ、重大疾病の養殖場への蔓延防止に向けた防疫体制の充実を図るため、経営体に対する養殖衛生管理指導を実施するとともに、次の12ページのキにもありますように、安全な養殖魚を生産することを目的に、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善を図る取り組みを推進しています。

クでは、農畜水産物の産地偽装や無登録農薬使用問題等の発生など、迅速な原因究明と事故品の回収が行える危機管理体制づくりが急務となっていることから、農産物ではJAにおける生産履歴情報管理システムの導入、畜産物では牛肉のトレーサビリティ法導入に対応した個体識別耳標装着の徹底、水産物では養殖業者に対する養殖履歴の作成など、トレーサビリティへの取り組みを推進しています。

次に、2つ目の施策の「食品流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保」についてであります。

流通面においては、卸売市場等に対する監視指導や食品等の収去検査など、製造・加工面においては、食肉処理施設や食品加工施設への衛生管理対策に係る各種取り組みが実施されておりますけれども、ほかの部局が主体となって取り組まれておりますので、ここでは農政水産部に関係するものとして、消費段階における食品表示の適正化の推進に関する取り組みについて説明いたします。

ウナギの産地偽装や今回発生しました事故米の不正規流通の中での中国産モチ精米の産地偽装など、本県でも関連する不祥事が発覚したところですが、消費者が正しい情報をもとに食品を選択できるように、JAS法に基づく監視体制の強化による食品表示の適正化の推進が重要となっております。

このため、小売店等を中心に食品関係事業者を対象とした個別巡回調査・指導の実施や、一般消費者等からの情報提供窓口としての「食品表示110番」の設置、あるいは平成14年度より一般消費者に委嘱を開始しました「食品表示ウォッチャー」の配置など、監視体制を強化し、関係部局による情報の共有と連携を図りながら、食品表示の適正化を効果的に推進しているところでもあります。

また、知事のトップセールスにより、本県産の農畜水産物が全国から注目を浴びる中、本年度からの新たな取り組みとして、県外の主要都市である東京、大阪、名古屋、福岡において、商品ブランドを中心とした表示のチェックを行う「みやざきブランドGメン」を設置したところでもあります。

13ページをごらんください。

3つ目の施策の「食の安全・安心確保のための普及・啓発」についてであります。

近年、ライフスタイルの個別化・多様化により、食の外部化や個食化などが進んでおり、望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力などの確保が必要となっております。このような中、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる人間を育てる食育は、有効な手段であることから、本県では「みやざきの食と農を考える県民会議」が推進の主体となって、家庭、学校、地域等における食育の推進を図っているところでもあります。

特に食育は、強制されるものではなく、理解に基づき自発的に取り組まれることが重要であることから、幅広く県民の皆様へ普及啓発を行うために、地域活動の牽引役としての活躍を期待する食育推進リーダーの育成や、一般県民に

対して自主的に活動を展開する地産地消推進協力員としての登録を推進しているところであり、宮崎らしい豊かで健康的な食生活の実現を目指しております。

次に、4つ目の「施策の事業者の自主管理確立のための支援」についてであります。

無登録農薬の使用や残留農薬の問題等により、農産物の生産過程における農薬使用に対して不安を感じている消費者は、年々増加傾向にあります。そのため、少しでも化学合成農薬の使用を減らすための取り組みとして、天敵や特定防除資材を利用した生産技術の開発・普及や、産地における適切で責任ある安全な農産物の生産手法の確立に向けて農業生産工程を管理するGAPの推進を図るとともに、平成20年3月に新たに「JA宮崎経済連農畜産物総合検査センター」を整備し、本県が全国に誇る残留農薬分析システムのさらなる充実・強化を図ったところでもあります。

次に、5つ目の施策の「食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上」についてであります。

人材育成については、農業分野や食品衛生分野、さらには健康増進分野の観点から、人材育成に取り組む必要があります。そのため農政水産部では、再掲になりますが、農薬販売業者や農薬取扱業者に対する専門的な研修及び試験の実施による農薬管理指導士の認定を行うとともに、関係部局との連携による各種研修会や啓発活動に取り組んでいるところでもあります。

14ページをごらんください。

6つ目の施策の「食の危機管理体制の充実」についてであります。

総合的な危機管理としましては、県では危機管理局を設置し、危機管理対策の基本的な枠組

みとして取りまとめた「宮崎県危機管理指針」に基づき推進しておりますが、家畜伝染病対策につきましては、これまでの本県における口蹄疫や鳥インフルエンザの発生の経験を生かして、不測の事態に備えた迅速かつ的確な対応ができる体制の継続・強化を図るため、家畜伝染病の発生を想定した防疫演習を実施しているところでもあります。

また、本年春に、秋田県、北海道で、野鳥への高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されたことから、国の方針を踏まえ、本県においても、本ウイルスの養鶏農場への侵入防止に万全を期するため、5月に養鶏農場の緊急消毒を実施したところでもあります。

そのほか、危機発生時の情報の収集と提供を円滑に進め、関係者間での情報の共有化を図るため、関係部局はもとより、隣県地域との連携強化に努めており、九州・山口地域の各県における情報の共有化を行うためのマニュアルを策定し、情報伝達訓練を行うなど、各県との連携強化を行っております。

次に、7つ目の施策の「食の安全・安心確保のための試験研究及び検査」についてであります。

生産段階では、無薬飼料及び休薬期間の延長による「みやざき地頭鶏」の飼養管理技術の検討や、医薬品に頼らない健康な魚を生産する養殖用飼料の開発、流通段階におけるポジティブリストへの対応、さらには米のDNA分析技術の確立に取り組んでいるところでもあります。

最後に、8つ目の施策の「食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携」についてであります。

基本的には、県庁内では、冒頭で説明しました宮崎県食の安全・安心対策会議において、関

係部局間の連携を図ることとしておりますが、九州各県間では、各県の担当課長を構成委員とする九州・山口地域食の安全・安心連携会議の組織を活用しているところでもあります。

また、表示につきましては、本年4月に宮崎県食品表示監視協議会を新たに設置したところであり、不適正な食品表示に関する情報共有や不適正な食品表示を行った事業者への対応を迅速かつ円滑に実施することとしたところでもあります。

以上で食の安全・安心対策に関する説明を終わらせていただきます。

**○宮原委員長** 執行部からの説明が終了しました。

報告事項についての質疑を求めます。何かありませんか。

**○野辺委員** 燃油対策なんですが、特に水産におきまして、国が打ち出した90%ぐらいでしたかね、実際、現場では使えないと言うんですね。これはどうなっているのか、ちょっと説明いただけませんか。

**○桑原水産政策課長** いわゆる9割を補てんするという省燃油実証事業のことであろうかと思えます。資料の8ページにも一応記載しておりますが、事業自体は1次、2次、3次と申請をしております、その活用に向けて、カツオ・マグロ漁業者、まき網漁業者等を中心に申請をして活用しているということ自体、事実でございますけれども、基準となる価格、つまり助成の基準となる価格が、昨年12月の値段、つまり86円を基準としておるわけでございますけれども、その基準価格、86円が少し高いのではないかと、漁業の厳しい経営環境を考えれば、86円をもう少し下げた基準にしてもらえないものかといったような声が漁業者を中心にしている

というのが事実でございまして、そのような観点から、少し使いにくいといったような声が上がっているのではないかというふうに推測しております。

**○野辺委員** 少し使いにくいんじゃないじゃなくて全く、これは予算を組んでもらったけど——きのう実は組合長と話したんですが、全く使えませんよと。「せっかくああいう予算を組んでもらったけれども、実際は省エネのカウントとか、それも難しいし、実際使えないんですよ」と言うんですよね。だから、その辺もちょっと対応してもらいたいんですが、今後の対応は何か考えていらっしゃいませんか。

**○桑原水産政策課長** 先ほど申し上げたようないわゆる基準の値段、昨年12月の86円というのが一番大きな問題であろうかというふうに思っております。漁業者団体、水産会館の関係者等と話しましても、基準の値段を引き下げてもらえないものだろうかといったような希望を、このような希望を国に伝えていきたいというふうな声を聞いております。私どもといたしましても、漁業者のそのような考えを受けまして、精査した上で、国に対してそのような声を適時伝えていくといったようなことを対応してまいりたいというふうに考えます。

**○野辺委員** 実際、せっかくの予算を使えるような方向でまた努力をお願いしたいと思います。

園芸なんかの省エネ対策、これは系統だけなんではないでしょうか。例えばJAとか。一般の消費者から取ったやつは。

**○串間農産園芸課長** 系統・系統外問わず、3戸以上の農業者グループを組織化していただいで申請していただくということでありまして。系統外もでございます。

**○野辺委員** 国の事業等については、県もそう

ですけど、補助事業はグループでないといけないとだめですよ。だから、こういう緊急事態のときは、グループといっても使うのは実際個人なんですよね。ハウスであっても何であっても個人なんです。これらはやはり何かちょっと私は問題があると思うんですが、この辺の対応は考えられないものですかね。絶対グループとか法人とか、そういう組織でないといけないということでしょうか。

**○串間農産園芸課長** 個人にということとは、なかなか国としては制度的につくれないということのございまして、グループということになっています。我々としても、県の協議会の体制のほかに、2ページの図に示しておりますとおり、生産者グループをいかに円滑にしていくなかということ、まだ時間は十分ありますので、もう何回か市町村、農協等に集まっていただいて説明はいたしておりますが、適宜、今後とも市町村なり農協に十分、支庁、振興局を通じて説明するなり、時間をかけてやっていきたいと思っております。県の本部としましても、燃油対策班、肥料対策班、人を出して、県の協議会と一体となって、そういう漏れのないようにやっていくということで現在取り組んでおるところでございます。

**○野辺委員** ちょっと個人的なことで申しわけないんですが、私、系統から重油とってないんですよ。うちも重油を年間100キロ以上使うんですよ。だから、こういういいあれがあっても、恩恵はなかなか受けられんというのがありますし、今度出た対策で省エネの機械も該当しますよね、今度打ち出されたあれでは。ところが、私はそういう計画しておるんですが、計画していない、そこまで導入したくないという人がおった場合、もう活用できないんですよ。何かそ

の辺、救済する方法はないんですかね。個人的なことで申しわけないんですが、例えば茶の場合は園芸の中に入りますかね。

**○串間農産園芸課長** 今回のこの燃油対策につきましては、施設園芸における、この秋から春にかけて施設園芸において使用する燃料ということに対しての補てんということになっておまして、お茶、たばこ等については、今回の対策には該当してございません。それともう1点、油をどこからとるかということについては、町のガソリンスタンドからとっても結構でございます。領収書等をちゃんとそろえていただくということで対応させていただくということに制度的になっております。

**○野辺委員** だから、前もちょっと言わせてもらったんですが、宮崎県は園芸だけじゃないんですよ。その辺は、私、茶の会長をしておる立場もありますけど、重油は一番使っておるんですよ。私でも100キロ以上使っておるんですが、そういうのには何にも対策がないわけですよ。そういうことはやはり今後考えてほしいと思っております。それと、今言いました機械なんかの導入についても、結局グループをつくったって個々で使うわけです。ほかの人が導入の計画がなければ全くやれない。鹿児島はほとんど今取り込んでいるんですよ。その辺の行政の取り組みも何か問題があるんじゃないかなという気がしてなんなのです。鹿児島のほうから私も話が来ておるんですけど、宮崎県では該当できないと、こうなるわけですから、方法をひとつ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく検討しておいてください。あとは個人的なことですので、また相談に参ります。

**○外山委員** 前にも一度質問したかなという気がするんですが、ちょっと自分の頭の中で整理

したいものですからお聞きをしたいんですが、燃油対策で木質ペレットを使っていきましようという事業をやりましたね。木を燃やしたらいけないということを一ところから言われ始めまして、例えば学校のグラウンドでもキャンプファイアはいけない。それから、私はボーイスカウトに関係しておりますが、ボーイスカウトで山の中に入っていても、枯れ木を持ってきて燃やしたらいけない。これはいろんな理由があるんでしょうが、大気のおゾン層を破壊するとか、ダイオキシンが出るのかどうかよくわかりませんが、そういう理由でだめだと言われてきたんですが、ここで木質ペレット、木を燃やすということですよ。そこ辺の整理をしたいんですよ。木は燃やしていいのかどうか、自然環境に対して。そこ辺の整理をきちんとしていないと、いろんな方から聞かれる場合が多いんですが、そこ辺のところはどうでしょうか。

**○串間農産園芸課長** 木を燃やしていいかどうかということですが、私のこの今の木質ペレットに関して申し上げれば、CO<sub>2</sub>がニュートラルだということで、地球環境問題にはプラス・マイナス・ゼロだという観点で施設園芸としてはいいということでございます。キャンプファイアまでだめだというのは、私、初めて伺いましたので。

**○外山委員** 木を燃やすことはCO<sub>2</sub>がゼロということで、そうであるならば、それはわかるんですが、そのほかの要因がありますよね。木を燃やすことによるプラス・マイナス。ですから、ここは農政のサイドで燃油対策でこれはやろうということだから、それはそれでわかるんですが、次の委員会までに関係各部と少しそこあたりの話を議論していただいて、木を燃やすことがこれからいいのか悪いのか、そこ辺の整理を

して、次の委員会に、きょう無理して返事はいいですから、ちょっとほかの部と協議していただいて、次の委員会までにそこ辺の統一した見解を出していただくようお願いします。

**○蓬原委員** 関連しますが、環境森林部で、門川にできました木質ペレットのことで、結局野焼きはだめと、木をたいたらいかんという話でこれまできました。しかし、木質ペレットを今一生懸命つくろうということをやっていますよね。これについては、今おっしゃったカーボンニュートラルはわかるんだけど、恐らくダイオキシンが出るからだめだというふうに聞いておまして、したがって、その木質ペレットについてのダイオキシンの発生についてはどうなんだということを聞きましたら、そのとき答弁がなくて、後で巷間聞いたところによると、木質ペレットについては実際はそのデータはとっております。だけど、今おっしゃった、じゃ木を焼くことについてはどうか、じゃ野焼きはどうなんだ、今かなり農家も制限されておまして、この処理に困っているわけですよ。切った草も焼いてはいけない、それぐらい厳しく言われた時期があるわけですが、これは一回ちゃんとしたそのあたりの見解を持っておかないと、いろんな農家の作業量の代償、これも本当はかなり影響するんですよ。だから、ちょっとそういうこともありますから、そのあたりについては、各部横断的に、環境森林部ともしっかり話をしていただいて、統一した見解を出していただくように、私のほうからもお願いしたいと思っています。

**○宮原委員長** この問題については、環境森林部との関係もあるようですので、農政水産部、環境森林部、お互い連携をとっていただいて、それに対する見解をきちんと出していただきました

いというふうに思いますので、次回までによろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

**○坂口委員** 安心・安全の流通での水産部門、養殖の水産物というのは、ある程度、最終的にはトレーサビリティなり、その時点時点での衛生管理なり可能と思うんですけど、今、通常ある漁協なんかが持っている、あるいは中央市場もそうですけど、魚市場を通して流通に回るやつ、これは水揚げした時点から鮮度が一方じゃ落ちるといふのと、洗浄する水なんか、そのこの港の岸壁、揚げ場のところからくんだ水を使わざるを得ない。それを現に使っていて、魚洗いから市場の掃除からやるわけですよ。そうなったときに、衛生管理上、かなりおくらせているんじゃないかという気がするんですよ。HACCP対応というのを一時期説明なんかがよくあった時期があったんですけど、こういった常任委員会なんかで、そこ辺のHACCP対応型の競り場とか、そういったことに向けての考え方とかいうものは持っているんですかね。それとも、そういうことを特段取り組まなくても、水産物の通常の衛生管理というものはしっかりやれていて、安心・安全はうたえるんだということなんですかね。

**○那須漁港漁場整備課長** 水揚げ荷さばき施設の整備につきましては、県内でも新しくつくっていくところについては、そういった衛生管理については配慮しております。島浦あたりで新たにつくったところについては、そういった取水関係の消毒とか、そういったものについてもちゃんと意識して、場内についても、ましてやそのまま土足で入るんですよ。長靴等も消毒して中に入っていく。車両等も直接乗り入れな

いとか、そういった形での整備を進めておりますし、既存のそういう水揚げ荷さばき施設についても、順次そういった形で衛生面については整備を進めていこうと考えております。

○坂口委員 計画的なものとかは持っているんですか。

○那須漁港漁場整備課長 今のところ、ちょっと手元に持ってきておりませんが、随時、今後整備していく分については進めていこうと思っております。

○坂口委員 県内にあるそういった揚げ場というか競り場、魚市場と言っているか、それら全体を今後どうやっていこうと。これは宮崎のブランドづくりとか宮崎の食の安全・安心でしょう。島浦で揚がった魚が中央市場に出てほかの魚とまじっちゃうんですよね。だから、そういうことで、県の魚として売り出そうとすれば、すべての揚げ場に対してのそういった衛生管理の可能なHACCP対応型の揚げ場への整備計画を持たないと、これは水産部門はおくれてしまうと思うんです。そういう計画を持っておるのかどうかということです。

○那須漁港漁場整備課長 市場の整備につきましては、生産地市場につきましては、水産の関係ですけれども、消費地市場につきましては、また担当のほうがかわってきますけれども、連携をとりながら、今後のそういった動きに、安心・安全に対する国民・県民の意識というのは高うございますので、それに向けて対応できるように努力してまいりたいと思っております。

○坂口委員 もうちょっと積極的になってこれはやっていかないと、これはうたえないですよ、水産物は。どこでどういうことが起こるかわからないのが実態ですよ。だから、これはやっぱり県が何らかの計画を組んで合意形成をやっ

て計画的にやっていく。そういうことを調査からでも始めないと、これは僕は今のような考えでは進まないと思うんですがね。これは要望でいいですけど、今のお話を聞いていると、全く自然体みたいな感じがするものですから、やっぱり積極的に取り組んでいって計画をつくる。その合意形成も各単協あたりとも、あるいは仲買も含めてですけど、そういった関係者と合意形成を図っていって計画的に進めないとおくれてしまうと思うんです。要望でいいです。

○宮原委員長 そしたら要望ということで、そういった整備計画をちゃんと進めてほしいということですから、要望ということでよろしく願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 その他で何かありませんか。

○外山委員 水産試験場の改築のことなんですが、前、計画がありましたね。県のほうが3年間、箱物の新築はしないということで、もう3年過ぎたと思うんですが、現在、この水産試験場の改築についてはどうなんですか。ぬくめてあるのか、もうどこかへやってしまったのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○桑原水産政策課長 水産試験場の関係でございます。本年、いわゆる耐震工事等でどのように設計していくのか、どのように耐震補強していくのかといった予算については、お認めいただいているところでございます。水産試験場に関しましては、委員、前回おっしゃられましたように、水産振興のための一つの大きな投資であるというふうにはもちろん考えておまして、水産試験場自体はその振興・研究のための大きな県の基盤であるというふうにご覧いただいております。現時点で、水産試験場の大規模な改築といった

ような計画はないわけですが、水産試験場の機能が適切に果たしていけるように今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。そのような水産試験場の重要性について御質問いただいていることについては、大変心強く思っているところでございます。

**○外山委員** 何か遠慮しいしいのような発言ですが、これからの宮崎県の漁業を考えた場合、とる漁業からつくる漁業にどうしても移っていかなくちゃいけない。そういうことを考えたら、幾ら行政が厳しくて儉約儉約といっても、次の生産につながっていく、そういうものについては、私は思い切った投資をすべきだと思っております。もう凍結3年過ぎた。私は今の青島にあります水産試験場をちょこちょこ見ておりますけど、あの施設ではなかなか前向きの研究開発ができないだろうと思っておりますので、ちょうど予算編成に入るこの時期にあえて発言するんですが、ぜひ勇気を持って水産の振興のために水産試験場の改築をやりたいという意見を財政、知事のほうにぶつけてほしいと思えますし、できたら、今度青島の再開発の方向が見えてきて、今、計画が振興していますよね。私は水産試験場の中に、ちょっとしたものでいいんですが、見せる水族館、大きなやつでなくてもいいから、それをあそこの国民宿舎跡地、それから植物園がありますね。あそこに今の試験場を移転してきたらいいと思うんですよ。今の場所じゃ改築するにしてもちょっと手狭ですよ。ですから、今の機を逃がしたら、あそこの国民宿舎跡地と植物園のところは、何かほかのものが立地をしていきます。今あそこに移りたいということ、ぜひ意見を集約して進めてもらいたいという気がするんですが、いかがでしょうか。ちょっと課長ではやりませぬと

ないですね。部長のちょっとそこ辺の見解を。

**○後藤農政水産部長** 非常に青島の再開発は、やはり宮崎県の観光についても大きな目玉になると思います。したがって、青島の再開発につきましても、幅広い視点で協議を重ねることが重要だと思います。ただ、現時点で、水産試験場を即そちらのほうに持っていかれるかどうかということにつきましては、まさに御案内のとおり、財政、予算等が非常に厳しいものがございまして、できるかできないか、そういったことも含めて、我々所管部としては、やはり慎重に検討しなければいけない問題というふうに思っています。ただ、先ほどお話の中でありましたように、見せる部分ということがございましたよね。これは水産振興の上でも非常に重要なことだと思います。理解をもらうという意味では。水産試験場の機能全体をどうするかということとは別に、いろんなそういう水産振興のための消費者の理解を進めるという立場に立つては、やはり考えるべき点、検討すべき点はあるのではないかなど、今お話を伺って思っております。

**○外山委員** 今、部長が非常に中身の濃い、いい意見をおっしゃいました。ぜひ見てもらって宮崎県の漁業を振興していく、大事ですから、あそこの国民宿舎跡地を含めた県有地の利用というのは今がチャンスなんですよ。ですから、そういうことを含めて、前向きにぜひ検討していただくように要望しておきます。以上です。

**○宮原委員長** ほかにございませぬか。

ないようですので、私から一つだけいいでしょうか。その他ということで、今、飼料高騰もなっていますが、畜産の部で枝肉の価格もなかなか厳しいという状況で、子牛の価格が大分下落をしてきているように感じるんですが、新聞ではそ

れぞれ相場を見させていただくんですが、子牛の価格のピークの一番高いときと、現在の雌、去勢それぞれの差がどのぐらいになっているのかというのを、わかればお聞かせいただけませんか。

○押川畜産課長 子牛の差ということでございました。一番高い時期というのは、18年の52万1,000円が平均価格としては一番高いというふうな数字を、県内の市場平均でございますけれども、そういう数字を持っております。一番安いときというのは、今この手元の数字から見ますと、59年度の24万7,000円、それから13年にBSEが発生いたしました。この時期が33万6,000円、こういった数字になっているようでございます。確かに現状といたしましては、直近では40万を若干割り込むというような状況で、非常に子牛生産農家は厳しい状況を迎えているというふうには思っているところでございます。

○宮原委員長 徐々に徐々に下がりつつあるような感じがするものですから、また、肥育の方ともいろいろ話をすると、肥育の方でもいい人と悪い人にかなり差があって、経営的にかなり厳しいという話を聞くんですが、この40万という相場が今後下がっていく傾向にあるのか、それは見込みでしか言えないと思いますが、状況的にはどんなものでしょうか。

○押川畜産課長 なかなかその辺の見通しは立てづらいところがございます。ただ、配合飼料価格等も若干落ち着いてくるんじゃないかな、ただ、高どまりする非常に厳しい状況もあるんじゃないかなというふうな見方をしておりますし、現状の中では、子牛相場、一番高い時期の子牛を買って肥育されて出荷という時期がもう一巡していくというような状況を迎えていきますので、やがては購買意欲も少しずつ上がって

くるのかなというふうに考えております。ですから、私といたしましては、希望的話も入ってまいります、40万前後で若干推移していただいて、その後、上昇に転じていけばというような期待を持っているところでございます。

○宮原委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようであります。

以上をもって、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午前11時47分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前11時47分閉会